

東京都技術会議設置要綱

(目的)

第1条 東京都技術会議（以下「会議」という。）は、都政の重要かつ緊急な課題に対し、技術的側面から意見交換をおこなうとともに、次条であげた事項について調査検討し、以て都政に貢献するものである。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項について調査検討する。

- (1) 技術水準の維持向上のあり方に関すること
- (2) 技術職員の確保・育成・活用等のあり方に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 会議は、東京都技監及び別表に掲げる委員をもって組織する。

(座長及び副座長)

第4条 会議に座長及び副座長を置き、座長は東京都技監とし、副座長は、委員のうちから座長が指名する。

- 2 座長は、会議の会務を総理する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長に事故がある場合、その職務を代理する。
- 4 東京都技監が欠けた場合、座長は副知事をもって充てる。

(招集等)

第5条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事等)

第6条 会議の運営を補佐するため、幹事を置く。

- 2 幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事の互選により選任し、副幹事長は、幹事のうちから幹事長が指名することができる。
- 4 幹事長は、第2項の規定にかかわらず、必要と認める者を幹事に指名することができる。
- 5 幹事長は、必要がある場合は専門部会を設けることができる。
- 6 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、座長が指名する部署において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、座長が別に定める。

(附 則)

第9条 この要綱は、平成4年6月3日から施行する。

平成4年7月31日	一部改正
平成5年8月11日	一部改正
平成6年4月27日	一部改正
平成6年9月2日	一部改正
平成7年8月7日	一部改正
平成8年8月6日	一部改正
平成9年7月16日	一部改正
平成10年7月16日	一部改正
平成11年6月16日	一部改正
平成11年8月16日	一部改正
平成12年4月1日	一部改正
平成12年8月1日	一部改正
平成13年4月1日	一部改正
平成13年7月16日	一部改正
平成14年4月1日	一部改正
平成14年7月16日	一部改正
平成14年10月3日	一部改正
平成15年8月6日	一部改正
平成15年11月21日	一部改正
平成16年4月12日	一部改正
平成16年9月16日	一部改正
平成17年7月5日	一部改正
平成17年10月6日	一部改正
平成18年10月13日	一部改正
平成19年9月12日	一部改正
平成20年9月17日	一部改正
平成21年9月29日	一部改正